

令和4年度 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 「先端研究フェローシップ」募集要項

1. 目的

文部科学省より科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業に採択されたことから、本学では若手研究者の養成・確保を促進するため学生が自由な発想のもとで主体的に研究課題を設定し研究に専念する環境の提供を目的に、博士後期課程学生に研究専念支援金（生活費相当額）と研究費からなるフェローシップ（以下「先端研究フェローシップ」という。）を支給する。先端研究フェローシップを受ける博士後期課程学生の名称は、先端研究フェロー（以下「先端フェロー」という。）とする。

2. 募集人員

10名とする。採用者に欠員が出た場合、当該学生と同学年の不採用者から順位の高い者より採用する。

3. 申請資格者

先端研究フェローシップに申請できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 2022年4月1日現在、本学博士後期課程第1年次相当（在学月数12か月未満）に在学する者。
- (2) 原則として、日本学術振興会の令和4年度採用分特別研究員（DC1）に申請していること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者。
 - ② 国費外国人留学生制度による支援を受けている者。
 - ③ 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けており、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められていない者。
 - ④ 本学や企業等から、又は自身が起業し、240万円/年を超える給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者。

4. 支給額

研究専念支援金（生活費相当額）：月額15万円

研究費：年額30万

授業料の全額免除

※ RA（リサーチ・アシスタント）の給与との併給は不可とする。

5. 支給期間・支給方法

支給期間は標準修業年限内（例：令和3年秋入学の博士後期課程1年生の場合、最長で2年

6ヵ月が支給期間)とする。ただし、研究奨励費の支給停止・取消に該当した場合は、支給期間が短くなる。

生活費相当額は、先端フェロー本人の預貯金口座に振込まれる。当所得は雑所得となるため、毎年確定申告の手続きが必要となる。

研究費については、先端フェローの指導教員を通じて配分し、当該学生の研究費として執行する。

先端フェローとして採用される期間の授業料は全額免除とする。

6. 選考

申請者は先端基幹研究センター、重点プロジェクトセンター及び、研究連携プロジェクトセンターのいずれかからの推薦、並びに指導教員の推薦を必要とする。申請者は研究計画書に、推薦するセンター長および指導教員は推薦書・育成方針書に必要事項を記入の上、審査委員会へ提出する。

審査委員会は以下の選考基準に基づき、審査を行う。審査委員会は選考に際し、面接を行うことがある。

- (1) 研究計画・フェローシップ活動計画が具体的であり、優れていること。
- (2) 計画した研究・フェローシップ活動を遂行できる実績・能力及び準備状況が示されていること。

7. 申請手続き

(1) 申請書類：①研究計画書 ②推薦書・育成方針書

(2) 提出期限：令和4年2月28日(月) 24:00時 期限厳守

(3) 提出方法：

①研究計画書：**学生本人**が下記の申請フォームにて必要事項を入力後、研究計画書のPDFファイルをアップロードして提出すること。なお、ファイル名は、「氏名.pdf」(例：「山田太郎.pdf」)とすること。

【研究計画書提出フォーム】

<https://forms.office.com/r/e7HXRddMbF>

②推薦書・育成方針書：申請者が本学教員(原則として指導教員)に作成を依頼すること。推薦書・育成方針書は、**教員自ら**がPDFファイルに変換後、下記URLに直接アップロードする。なお、ファイル名は「推薦書・育成方針書_氏名.pdf」(例：「推薦書・育成方針書_山田太郎.pdf」)とすること。

【評価書提出用URL】

https://proself.jimu.kyutech.ac.jp/public/0AnEAA6LvUzAxvMBLsZ-Tn_TekW6GmFjiQh8mhN0kbeB

8. 先端フェローの義務

先端フェローは採用後の果たすべき義務は、次に掲げる項目とする。

- (1) 先端フェローは計画的に、研究を遂行しなければならない。
- (2) 先端フェローは博士後期課程在学中、企業インターンシップ、又は学外研究機関への研究インターンシップに参加しなければならない。
- (3) 先端フェローは、本学が実施する研究力向上に関するプログラムに参加するものとする。また、事務局が開催するセミナーやヒアリング等へも協力をする事。
- (4) 先端フェロー採用後においても、日本学術振興会の特別研究員（DC2）の資格を有する者は申請を行わなければならない。
- (5) プロジェクト学生は年に1度、研究の進捗について事業統括に報告を行うものとする。毎年度末並びにプロジェクト終了時に、研究報告書及び研究費支出報告書を提出し、研究報告会での報告及び報告書をもとに、研究の進捗と研究費の用途について確認が行われる。
- (6) 本学が指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講しなければならない。

9. 指導教員の協力・貢献等

先端研究フェローシップは、本事業の趣旨を踏まえ、指導教員には以下の協力・貢献を求める。

- (1) 指導教員および当該学生を推薦するセンターは、産学連携研究や国際共同研究、地域連携研究への先端フェローの参画について理解し、支援を行う。
- (2) 指導教員は、先端研究フェローシップ支給期間中、年間の研究費のうち20万円を負担する（研究費に使える予算は運営費交付金、間接経費、寄附金など）。
- (3) 指導教員は、外部資金等を獲得して先端フェローの博士研究推進に必要な研究費を積極的に支援する。

10. 氏名の公表

先端フェローは、本学のホームページでその氏名を公表する。

11. 留意事項

- (1) 先端研究フェローシップはRA、および「地球規模課題解決に向けたグローバルエンジニア型博士人材育成プロジェクト」との併給はできない。
- (2) 外国人留学生の場合、支給開始のために在留カードが必要となる。
- (3) 先端研究フェローシップは他の奨学金制度との併給を制限しないが、相手側機関において併給を不可としている可能性があるため、必ず相手側機関の公募要項を確認すること。
- (4) 生活費相当額に関する税金の取扱い
 - ① 生活費相当額は雑所得として課税対象の扱いとなるため、先端フェロー自らが確定申告を行う必要がある。1年間（1月1日～12月31日）に受給した金額から、授業料などの研究に

要した費用を必要経費として控除した残額が課税対象額となる。確定申告を行うには、収支状況の記録作成や領収書等の証拠書類保存が必要となる。確定申告については、国税庁のホームページを参照のこと。

- ② 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する義務がある（外国人留学生の場合は、日本国と留学生の母国との租税条約等により、税金の取扱いが異なる場合がある。）。

(5) 国民健康保険等の取扱い

① 国民健康保険等の被扶養者要件喪失等

先端フェローが被扶養者として家族の健康保険、船員保険、共済組合に加入している場合で、生活費相当額の受給により、年額130万円以上の恒常的収入を得ることとなったときは、家族の健康保険等の被扶養者から外れ、先端フェロー本人が国民健康保険に加入する必要が生じる。

※ 国民健康保険料については自治体によって金額が異なるため、居住する市（区）役所又は町村役場の国民健康保険担当窓口を確認すること。

※ 扶養義務者（親等）の職場等における扶養手当等の取扱いについて扶養義務者に確認すること。

② 国民年金保険料の納入

日本国内に住む20歳から60歳未満の全ての人、原則として国民年金の第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が義務づけられている。学生は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」により、学生本人の前年の所得が一定以下（*）の場合は支払いが猶予される。生活費相当額の受給により、「学生納付特例制度」による猶予を受けられなくなったときは、国民年金保険料の納入義務が発生する。

（*） 本人の前年の所得が一定以下

目安：128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※ 具体的な国民年金保険の手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場の国民年金担当窓口を確認すること。

11. 問い合わせ先

オープンイノベーション推進機構 産学官連携本部

E-mail : ura-office@kyutech.ac.jp

TEL : 093-884-3674